

環第1537号  
平成21年4月1日

成田市長 小泉一成 様  
富里市長 相川堅治 様

千葉県知事 堂本 暁子

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響  
評価準備書に対する意見(通知)

平成20年9月12日付けで送付のあった標記準備書について、千葉県環境  
影響評価条例第21条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該準備書については、環境保全の見地に立ち、大気質、動植物、景観等の  
調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討しました。

当該事業は、既存の清掃工場の隣接地に成田市及び富里市の共同事業として  
一般廃棄物焼却等施設を設置し、既存ごみ焼却施設を解体、撤去する計画です。

また、対象事業実施区域周辺は、生態系の上位に位置するオオタカ、サシバ、  
ノスリなど9種の猛禽類が確認され、繁殖期のみならず、繁殖期以外において  
もその利用頻度が高い地域であることから、地域特性及び事業特性を十分踏ま  
え、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るため、環境  
保全措置の見直しを含む下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

記

**1 全般にかかわる事項**

- (1) 廃棄物焼却等施設の排ガス量等の諸元が、複数のメーカーの技術提案書  
に基づき範囲で示されていることから、諸元の確定後、予測条件の妥当性  
を検討し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- (2) 対象事業実施区域北側の谷津がサシバの高頻度利用域となっており、改  
変区域内の湿性植物群落において餌生物であるカエル類等が生息している  
ことから、これらの生息環境の創出、維持を図るため、最新の知見を踏ま  
えて雨水調整池計画を見直すなど、さらなる環境保全措置を検討すること。

- ( 3 ) 緑化計画について、植栽の実施に当たっては、可能な限り近隣の苗、樹木を選定するなど地域個体群の遺伝子レベルでのかく乱が生じないように配慮すること。
- ( 4 ) 既存焼却施設の解体に当たっては、ダイオキシン類や重金属等による大気質、水質、土壌等への影響が生じないように、事前に適切な対策を検討したうえで実施すること。
- ( 5 ) 植物、動物、陸水生物及び生態系について、評価の手法で選定した指標と予測結果を比較したうえで、その指標ごとに評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- ( 6 ) 擁壁の基礎及び雨水調整池の堤防造成に係る地盤改良について、工法等を具体的に明らかにしたうえで、必要に応じて水質、騒音、振動等の予測、評価に反映させること。
- ( 7 ) 資材又は機械の運搬について、既存施設の解体時も含めて車両の走行に伴う影響が最大となる時期を設定し、予測、評価すること。

## 2 大気質にかかわる事項

- ( 1 ) 廃棄物焼却等施設の稼働に係る短時間予測において、煙突によるダウンウォッシュの影響についても適切に予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- ( 2 ) 廃棄物焼却等施設の稼働に係る短時間予測において複数の拡散モデルを用いていることから、使用した拡散モデルごとの予測条件、予測結果を一覧表や濃度分布の比較図等により分かりやすく説明したうえで適切に評価すること。
- ( 3 ) 廃棄物焼却等施設の稼働に係る長期予測について、特殊気象条件による短期高濃度の出現頻度を考慮し、必要に応じてその影響を適切に反映させること。

## 3 騒音にかかわる事項

建設機械の稼働に伴う騒音について、予測地点として隣接するゴルフ場側の敷地境界を追加すること。

## 4 低周波音にかかわる事項

- ( 1 ) 低周波音の予測に用いた大型誘引送風機の事例について、設置する誘引送風機の諸元等と比較を行うなど、その妥当性を検討し、適切に予測、評価に反映させること。

- (2) 低周波音の予測においてアクティブ消音システムの減衰効果を見込んでいるが、その設置の要件を明らかにしたうえで、必要に応じて予測、評価を見直すこと。

## 5 悪臭にかかわる事項

悪臭の予測、評価において複数の拡散モデル等を用いていることから、使用した拡散モデルごとの予測条件、予測結果を一覧表や臭気濃度分布の比較図等により分かりやすく説明したうえで適切に評価すること。

## 6 植物にかかわる事項

- (1) 大径木のヤマザクラについて、改変区域に存在することから、その影響の程度を踏まえて予測、評価を見直し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- (2) 重要な種の移植について、活着率の向上を図るため、生育環境や移植予定地の環境条件等の特性を把握するとともに、専門家の指導、助言を得て、移植の方法、場所及び時期等を具体的に検討したうえで実施すること。

## 7 動物にかかわる事項

- (1) 猛禽類について
- ア オオタカについて、対象事業実施区域周辺で繁殖を示唆する行動が確認されていることから、さらに詳細な情報を得るために、調査地点及び調査範囲を検討したうえで補足調査を実施し、その結果を踏まえて予測、評価を見直し、必要に応じて、専門家の指導、助言を得て環境保全措置を講ずること。
- イ サシバについて、飛翔経路等の記録を基に行動圏や高頻度利用域等を適切に設定したうえで、止まり木の分布、採餌等の利用状況を踏まえ、事業実施による影響を可能な限り定量的に予測、評価すること。
- (2) 陸上動物について
- 陸上動物について、植栽樹群、人工草地等を生息環境や採餌環境とした妥当性を検討し、適切に予測、評価すること。

## 8 景観にかかわる事項

主要眺望地点の景観について、施設の建屋は周辺の工業団地で多く用いられている配色を基本としているが、この地域の景観資源である谷津との調和を図るよう色彩を見直すとともに、植林の工夫等により、影響を可能な限り低減すること。

## 9 監視計画にかかわる事項

- (1) 地下水の監視計画について、隣接する工業団地において地下水汚染が確認されていることから、その拡散の有無の確認のため、特に基礎工事に伴う地下水の揚水期間には密に観測すること。
- (2) 植物相の調査期間について、世代の継承が確実に行われていることを確認できるよう、供用開始後3年間とし、原則として環境影響評価における調査頻度とすること。
- (3) 移植した重要な植物に係る調査期間について、特に移植直後は密に調査を実施するなど、生育状況が悪化した場合に対応を図ることができる頻度とすること。
- (4) 「重要種を中心とした陸上動物相」及び「陸水生物」について、事後調査の結果と環境影響評価との比較検討が可能となるよう、原則として環境影響評価における調査頻度とすること。
- (5) 猛禽類について、対象事業実施区域周辺は、オオタカ、サシバ、ノスリなど9種が確認され、繁殖期のみならず、繁殖期以外においてもその利用頻度が高い地域であることから、以下の調査内容とすること。
  - ア 調査期間は、施工時及び供用開始後3年間とすること。
  - イ 定点観測調査も行うこと。
  - ウ 調査時間は、行動特性に配慮すること。